

造作材・合板・建築用組立材料製造業

中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)

小分類 120 管理、補助的経済活動を行う事業所(12 木材・木製品製造業)

小分類 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業

細分類	産業名		参考
E1221	造作材製造業 (建具を除く)	主としてサッシ(窓、戸の枠)、羽目板、入口、階段などの造作材を製造する事業所をいう。 標準材や面取り材を製造する事業所は小分類121【1211】に分類される。	サッシ製造業(木製のもの) ドアフレーム製造業(木製のもの) さお縁製造業
E1222	合板製造業	主として単板(ベニヤ)をはり合わせた合板を製造する事業所をいう。 特殊合板を製造する事業所も本分類に含まれる。	竹合板製造業 単板積層材(LVL)製造業 化粧ばり合板製造業
E1223	集成材製造業	主としてひき板又は小角材等を厚さ、幅及び長さの方向に集成接着した一般材を製造する事業所をいう。	台形集成材製造業 積層材製造業 幅はぎ板製造業
E1224	建築用木製組立材料製造業	主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。	木製組立建築材料製造業
E1225	パーティクルボード製造業	主としてパーティクルボード(削片板)を製造する事業所をいう。	パーティクルボード製造業
E1226	繊維板製造業	主として木材その他のものから繊維板を製造する事業所をいう。 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; text-align: center;">この業種(E1226)は、地域別最低賃金の適用になります。</div>	硬質繊維板製造業 半硬質繊維板製造業 軟質繊維板製造業 吸音繊維板製造業
E1227	銘木製造業	主として床柱、磨き丸太など銘板、銘木を製造する事業所をいう。	銘板製造業 床柱製造業 磨き丸太製造業
E1228	床板製造業	主として床板を製造する事業所をいう。 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; text-align: center;">この業種(E1228)は、地域別最低賃金の適用になります。</div>	床板製造業

適用除外される労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務
 - (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者